

3 指定避難所・指定緊急避難場所としての施設使用に伴う災害協定

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
(1)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	広島ガス株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(2)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社イズミ	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(3)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	折本産業株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(4)	避難所等	災害時における避難場所等としての使用に関する協定書	広島文化学園大学	避難場所, 避難所, 一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(5)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社グラインド	一時避難施設としての使用	平成 24 年 8 月 31 日
(6)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	ロイヤル観光株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 9 月 25 日
(7)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	バブコック日立（現三菱日立パワーシステムズ）株式会社呉事業所	一時避難施設としての使用	平成 24 年 9 月 25 日
(8)	避難所等	災害時における避難場所等としての使用に関する協定書	学校法人常翔学園広島国際大学	避難場所, 避難所, 一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(9)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	新日本造機株式会社呉製作所	一時避難施設としての使用	平成 29 年 10 月 23 日
(10)	一時避難場所	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	三菱日立パワーシステムズ	一時避難場所としての使用	令和元年 10 月 25 日
(11)	福祉避難所	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	社会福祉法人 19 団体・医療法人 4 団体・医療法人社団 5 団体	福祉避難所の設置・運営協力	平成 26 年 2 月 13 日
(12)	福祉避難所	災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定	マイライフ株式会社	妊産婦等福祉避難所の設置・運営協力	令和元年 9 月 2 日

（避難場所・避難所）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
広島ガス不動産呉ビル	呉市中央1丁目6-26	広島ガス株式会社総務部	082-252-3001	082-253-3117
株式会社イズミ	呉市宝町5-10	ゆめタウン呉	0823-23-9200	
折本産業株式会社	呉市宝町4-21	折本マリンビル	0823-23-3117	0823-23-3119
広島文化学園大学	呉市阿賀南2丁目10-3	看護学部	0823-74-6000	0823-74-5722
株式会社グランド	呉市広文化町1-6	ゴッド事務所	0823-75-1777	
ロイヤル観光株式会社	呉市築地町1-16	スーパーOZ事務所	0823-25-6236	
三菱日立パワーシステムズ(株) 呉工場	呉市宝町6-9	総務部	0823-21-1161	0823-25-0682.
学校法人常翔学園 広島国際大学	呉市広古新開5丁目1-1	呉庶務課	0823-73-8987	0823-73-8981
新日本造機株式会社 呉製作所	呉市広末広1丁目2-10	総務課	0823-71-1111	0823-72-5267
三菱日立パワーシステムズ(株) 呉工場	呉市宝町6-9	うるめ荘(総務部)	0823-21-1161	0823-25-0682.

【参考】(国・県・市が関係する施設は承諾書により指定)

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
呉地方合同庁舎立体駐車場	呉市中央3丁目9-15	呉税務署	0823-23-2424	
広島県立呉高等技術専門学校	呉市阿賀南5丁目11-17	事務所	0823-71-8816	0823-71-8848
阿賀駅前複合ビル西棟管理組合	呉市阿賀中央6丁目2-11	阿賀プラザ店友会事務所	0823-72-3398	
海上保安大学校	呉市若葉町5-1	総務課	0823-21-4962	0823-21-8105
広島県豊栄住宅 東棟・西棟	呉市阿賀南5丁目11-17 広島市中区基町10-52	指定管理者 ビルックス(株) 阿賀南1丁目8-49 広島県都市局住宅課	0823-74-5963 082-513-4171	082-223-3551

【福祉避難所】

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町 2638-3	医療法人社団 林医院	0823-50-3333	0823-50-3355
常夏の家	呉市倉橋町石持 154-1	医療法人社団 林医院	0823-50-2112	0823-50-2113
蛍の家	呉市倉橋町石持 154-1	医療法人社団 林医院	0823-50-2112	0823-50-2113
ルネッサンス・デイサービス音戸	呉市音戸町畑 3丁目 20-36	医療法人社団 林医院	0823-56-1200	0823-56-1203
夕霧の家	呉市音戸町畑 3丁目 20-36	医療法人社団 林医院	0823-56-1202	0823-56-1203
朝顔の家	呉市音戸町畑 3丁目 20-36	医療法人社団 林医院	0823-56-1230	
初音の家	呉市警固屋 1丁目 17-1	医療法人社団 林医院	0823-28-2008	0823-28-0900
呉広風園	呉市焼山北 3丁目 21-2	社会福祉法人 呉福祉会	0823-33-7177	0823-33-7225
介護老人保健施設かがわ	呉市本通 2丁目 8-16	医療法人 宗和会	0823-22-3420	0823-24-7408
特別養護老人ホーム 後楽荘	呉市焼山町字打田 623	社会福祉法人 天寿会	0823-34-1388	0823-34-0822
介護老人保健施設なごみ	呉市阿賀北 1丁目 14-15	医療法人 緑風会	0823-74-7531	0823-74-7533
介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北 6丁目 15-30	医療法人 せいざん	0823-76-3311	0823-76-3310
介護老人保健施設 メディケア・くれ	呉市中央 2丁目 6-20	医療法人社団 永楽会	0823-25-8100	0823-25-8112
介護老人保健施設 パナケイア	呉市広白石 4丁目 7-22	医療法人社団 和恒会	0823-70-0556	0823-70-0557
特別養護老人ホーム 豊寿園	呉市豊町大長 6000	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-3300	0823-66-3310
ゆたかデイサービスセンター	呉市豊町大長 6005-1	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-2244	0823-66-2224
若葉作業所	呉市豊町大長 60007-1	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-3050	0823-66-3050
生活介護センターたまご	呉市郷原町 1943	社会福祉法人 たまご会	0823-70-3737	0823-77-1840
呉ベタニアホーム	呉市本通 4丁目 3-21	社会福祉法人 政樹会	0823-26-8844	0823-24-1570
養護老人ホーム 呉保健生院	呉市警固屋 9丁目 1-38	社会福祉法人 呉同済義会	0823-20-2066	0823-28-1787
養護老人ホーム 呉清光園	呉市警固屋 1丁目 17-15	社会福祉法人 呉同済義会	0823-28-0901	0823-28-0925
特別養護老人ホーム 温養院	呉市焼山中央 6丁目 6-13	社会福祉法人 呉同済義会	0823-33-3858	0823-33-3314
特別養護老人ホーム 常楽園	呉市警固屋 9丁目 1-1	社会福祉法人 呉同済義会	0823-28-0370	0823-28-0372
嶺南荘	呉市東畑 2丁目 2-18	社会福祉法人 呉同済義会	0823-21-3197	
仁風園	呉市仁方西神町 35-11	社会福祉法人 呉同済義会	0823-79-5553	0823-79-5674
特別養護老人ホーム かるが	呉市狩留賀町 3-16	社会福祉法人 かるが会	0823-20-3601	0823-20-3062

資料編（災害予防編関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
野呂山学園	呉市郷原町 2380-181	社会福祉法人 広島岳心会	0823-77-0111	0823-77-0112
デイセンターのろさん	呉市郷原町 2380-181	社会福祉法人 広島岳心会	0823-77-1717	0823-77-1719
ライフサポートてんのう	呉市天応南町 15-35	社会福祉法人 広島岳心会	0823-30-0212	0823-30-0213
ときわ呉	呉市宮原 13 丁目 2-12	社会福祉法人 広島県ハビリテーション協会	0823-32-3777	0823-32-3770
介護老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田 13012	社会福祉法人 成寿会	0823-71-7171	0823-72-3400
特別養護老人ホーム 成寿園	呉市広町字白石免田 13010	社会福祉法人 成寿会	0823-71-8500	0823-73-6666
特別養護老人ホーム 郷原の里	呉市郷原町 1882-12	社会福祉法人 朋輝福祉会	0823-77-1558	0823-77-1833
特別養護老人ホーム 春香園	呉市安浦町内海北 1 丁目 2-42	社会福祉法人 広島順道会	0823-84-3118	0823-84- 2188
特別養護老人ホーム 延寿荘	呉市広町中横路 2455	社会福祉法人 愛栄会	0823-71-6776	0823-71-6799
ケアハウス花みずき	呉市阿賀北 3 丁目 4-11	社会福祉法人 愛栄会	0823-76-5710	0823-76-5720
特別養護老人ホーム 恵の海	呉市川尻町西 6 丁目 10-1	社会福祉法人 福祉の森	0823-87-0280	0823-87- 0282
老人保健施設 さざなみ苑	呉市音戸町高須 3 丁目 7-15	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会	0823-50-0688	0823-51-3139
特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	呉市栃原町中倉 150-2	社会福祉法人 本城福祉会	0823-34-2755	0823-34-2757
特別養護老人ホーム たちばな苑	呉市倉橋町 14649	社会福祉法人 たちばな福祉会	0823-54-1515	0823-54-2015
特別養護老人ホーム あすらや荘	呉市郷原町 2380	社会福祉法人 三篠会	0823-77-0949	0823-77-1207
障害者支援施設 仁方	呉市仁方町田戸 4407	社会福祉法人 三篠会	0823-70-2222	0823-79-0020
特別養護老人ホーム コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 21-5	社会福祉法人 白寿会	0823-33-8000	0823-33-6104
特別養護老人ホーム あかさき園	呉市音戸町畑 1 丁目 2-15	社会福祉法人 白寿会	0823-56-2555	0823-56-2646
老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 171-4	社会福祉法人 白寿会	0823-34-4000	0823-34-4003
介護老人保健施設 呉中央コスモス園	呉市西中央 3 丁目 6-7	社会福祉法人 白寿会	0823-32-7100	0823-32-7200
介護老人保健施設 阿賀コスモス園	呉市阿賀南 3 丁目 7-1	社会福祉法人 白寿会	0823-73-7300	0823-73-7500
介護老人保健施設 グリーン三条	呉市三条 1 丁目 3-14	医療法人社団 中川会	0823-23-0303	0823-23-0642
障害者支援施設 倉橋の里	呉市倉橋町 5364-2	社会福祉法人 江能福祉会	0823-53-2700	0823-50-2188

資料編（災害予防編関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西 5 丁目 11-19	医療法人社団 あずま会	0823-84-0006	0823-84-0116
介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	呉市中央 5 丁目 1-6	医療法人 ほほえみ会	0823-32-5678	0823-32-6606
オールファーマシータウン	呉市中通 1 丁目 3-14	マイライフ株式会社 総務部総務課	0823-21-1200	0823-21-1203

(1) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（広島ガス株式会社）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市中央1丁目6番26号
- (2) 所有者 広島ガス株式会社
- (3) 施設名称 広島ガス不動産呉ビル
- (4) 構造等 鉄骨造、8階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路等の3階から8階まで 各階1,000㎡（別紙図面のとおり）（各階約100人収容 合計約600人収容）

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の一時避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意により破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設の破損を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市南区皆実町二丁目7番1号
広島ガス株式会社
代表者 取締役常務執行役員
総務部長 中村 治

(2) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社イズミ）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町5番10号
- (2) 所有者 株式会社イズミ
- (3) 施設 ゆめタウン呉
- (4) 構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、5階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路等の4階及び5階 各階5,300㎡
(各階約530人収容 合計約1,060人収容)

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市南区京橋町2番22号
株式会社イズミ
代表者 代表取締役社長 山西 泰明

(3) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（折本産業株式会社）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と折本産業株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町4番21号
- (2) 所有者 折本産業株式会社
- (3) 施設名称 折本マリビル3号館
- (4) 構造等 鉄骨造、6階建て屋上
- (5) 使用範囲 駐車場車路等の3階から屋上階（約300人収容）まで、約3,000㎡

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時的避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設及び対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意により破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市宝町4番21号
折本産業株式会社
代表者 代表取締役 松浦 信三

(4) 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書（広島文化学園大学）

災害時における避難場所等としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島文化学園大学（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、広島文化学園大学呉阿賀キャンパス（呉市阿賀南2丁目10番3号）を一時避難場所、一時避難施設及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設の一部（以下「対象施設」という。）を、甲の避難場所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設は、別紙のとおりとする。

3 対象施設の使用料は無料とする。

（避難場所等として使用できる対象施設の周知）

第2条 甲は、避難場所等として使用することができる対象施設の範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第3条 甲は、災害時において、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した対象施設の一部に避難場所等を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所等を開設する際、事前にその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知をすることなく、乙の指定した対象施設の一部を避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、甲は、避難場所等を開設したときは、速やかに、その旨を通知するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任と負担において行うものとする。

2 乙は、避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

3 避難場所等に係る備蓄物資の保管等に関する取扱いについては、別途協議する。

（施設変更等の報告）

第6条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、始期を第3条の規定による開設日とし、終期を災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により当該期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、当該期間を延長するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、乙の所有する施設を避難場所等としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市阿賀南2丁目10番3号
広島文化学園大学
代表者 学長 岡 隆光

(5) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社グランド）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社グランド（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 所在地 | 呉市広文化町1番6号 |
| (2) 所有者 | 株式会社グランド |
| (3) 施設 | ゴッド・広中央パーキング |
| (4) 構造等 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、7階建て |
| (5) 使用範囲 | 駐車場車路等 3階から6階まで 各階 631㎡ |
| | 7階 566㎡ |

（約3,090人収容）

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年8月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広文化町1番6号
株式会社グランド
代表者 代表取締役 山本 孝烈

(6) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（ロイヤル観光株式会社）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とロイヤル観光株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市築地町1番16号
- (2) 所有者 ロイヤル観光株式会社
- (3) 施設 スーパーOZ 立体駐車場
- (4) 構造等 鉄骨造, 3階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路等 3階 327㎡
R階 337㎡

（約664人収容）

（施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時的避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年9月25日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中通3丁目2番9号
ロイヤル観光株式会社
代表者 代表取締役 山田 徳雄

(7) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（バブコック日立株式会社呉事業所）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とバブコック日立株式会社呉事業所（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）に、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において地域住民等が乙の管理する施設の一部を、一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町6番9号
- (2) 所有者等 バブコック日立株式会社呉事業所
- (3) 名称 事務棟
- (4) 構造等 鉄骨造 7階建
- (5) 使用場所 居室 368.28 m²、屋上 193.6 m²、廊下 158.58 m²（約720人収容）

（施設変更の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水及び高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、乙及び地域住民等が一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び地域住民等は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（施設・備品等の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用されたときに施設等が破損した場合（地震、津波等の災害により損傷した部分は除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。なお、原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、対象施設が一時避難施設として使用されたときに施設等の破損を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難場所の表示、公開）

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認のうえで一時避難施設として指定し、原則として、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月3日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市宝町6番9号
バブコック日立株式会社 呉事業所
代表者 取締役事業所長 重中 利則

(8) 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書（学校法人常翔学園 広島国際大学）

災害時における避難場所等としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と学校法人常翔学園 広島国際大学（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、一時避難場所、一時避難施設及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設（以下「対象施設」という。）の一部を、甲の避難場所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設は、別紙のとおりとする。

3 対象施設の使用料は、無料とする。

（避難場所等として使用できる施設の周知）

第2条 甲は、避難場所等として使用することができる対象施設の範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第3条 甲は、災害時において、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した対象施設の一部に避難場所等を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所等を開設する際、事前にその旨を文書又は口頭で乙に通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知をすることなく、乙の指定した対象施設の一部を避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、甲は避難場所等を開設したときは、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。

（避難場所等の管理運営等）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任と負担において行うものとする。

2 乙は、避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

3 避難場所等に係る備蓄物資の保管等に関する取扱いについては、別途協議する。

（施設変更等の報告）

第6条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、始期を第3条の規定による開設日とし、終期を災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により当該期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、当該期間を延長するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、乙の所有する施設を避難場所等としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月26日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 大阪市旭区大宮5丁目1番1号
呉市広古新開5丁目1番1号
学校法人常翔学園 広島国際大学
代表者 理事長 久禮 哲朗

別紙（第1条関係）

避難場所等の区分	施設名	使用場所	使用面積（㎡）	収容人員（人）
一時避難場所	呉キャンパス	グラウンド	9,000	9,000
一時避難施設	呉キャンパス	1号館	3階教室 1,520 廊下 221 4階教室 1,310 廊下 275 5階教室 977 廊下 201 6階教室 1,147 廊下 265 7階教室 849 廊下 310	7,075

一時避難施設	呉キャンパス	2号館	3階教室 8 2 6 廊下 1 7 4 4階教室 8 2 7 廊下 1 7 7 5階教室 8 3 1 廊下 1 7 0 6階教室 8 4 2 廊下 1 7 2 7階教室 8 0 5 廊下 1 9 2 8階教室 7 8 1 廊下 1 8 5 9階教室 4 0 9 廊下 1 8 5 10階教室 4 1 3 廊下 1 8 5 11階教室 4 1 3 廊下 1 8 5	7, 7 7 2
		5号館	3階教室 6 5 6 廊下 8 8 4階教室 6 5 6 廊下 8 8 5階教室 6 5 6 廊下 8 8	2, 2 3 2
		6号館	3階教室 9 9 2 廊下 1 2 2 4階教室 7 1 8 廊下 1 1 9 5階教室 8 4 3 廊下 1 1 9 7～10階 廊下 5 4 2	3, 9 3 3
避難所	呉キャンパス	体育館	1階 1, 6 7 7 2階 9 2 6	2, 6 0 3

(9) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（新日本造機株式会社呉製作所）

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と新日本造機株式会社呉製作所（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 所在地 | 呉市広末広1丁目2番10号 |
| (2) 所有者 | 新日本造機株式会社 |
| (3) 名称 | 事務棟及び食堂棟 |
| (4) 構造等 | 事務棟 鉄骨造 3階建て
食堂棟 鉄骨造 2階建て |
| (5) 使用場所 | 事務棟2階 286平方メートル
食堂棟2階 400平方メートル |

（約680人収容）

（施設変更の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情によりその使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波等の災害時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

（施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設が破損した場合（地震、津波等の災害により破損したとき及び地域住民等の故意による破損をしたときを除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の周知）

第9条 甲は、対象施設に、一時避難施設であることを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年10月23日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広末広1丁目2番10号
新日本造機株式会社呉製作所
代表者 取締役呉製作所長 岡田 太志

(10) 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書（三菱日立パワーシステムズ株式会社）

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「乙」という。）は、晴海町及び瀬戸見町において、豪雨、台風等による土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある事態（以下「災害時」という。）における、当該地区の地域住民（以下「地域住民」という。）の安全確保のための一時避難場所としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設（以下「施設」という。）を一時避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所として使用できる施設）

第2条 甲が一時避難場所として使用できる施設及びその使用範囲は、次の表のとおりとする。

施設名	所在地	施設内の使用範囲
うるめ荘	呉市瀬戸見町 1 4 番 4 号	1階 ロビー、ラウンジ、和室、トイレ 2階 会議室1、会議室2、会議室3

（地域住民への周知）

第3条 甲は、施設が一時避難場所として使用することができることを地域住民に周知するよう必要な措置を講じるものとする。

（一時避難場所の開設）

第4条 甲は、災害時において、晴海町及び瀬戸見町に避難勧告が発令され、かつ、施設の使用が必要と判断した場合に、施設を一時避難場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第5条 甲は、前条の規定により一時避難場所を開設する際、事前にその旨を文書又は口頭で乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による通知があった場合において、施設の使用状況等を確認の上、一時避難場所として使用することの可否について判断し、甲に回答するものとする。

3 甲は、一時避難場所の開設に緊急を要するときは、前2項の規定にかかわらず、施設を一時避難場所として開設することができるものとする。この場合において、甲は、開設後速やかに、乙に報告するものとする。

（一時避難場所の管理運営）

第6条 一時避難場所の管理運営は、甲の責任と負担において行うものとする。

2 甲は、避難した地域住民がこの協定書その他関係法令等に基づき、適切に利用するよう指導しなければならない。

（費用負担）

第7条 一時避難場所として使用する施設の使用料は無料とし、開設中に生じる光熱水費については、乙が負担するものとする。

2 甲は、一時避難場所の管理運営に必要な物資等を準備し、その経費を負担するものとする。

（損害賠償責任）

第8条 甲は、一時避難場所の開設中に、当該避難場所に避難した地域住民の責めに帰する事由により施設、施設内の設備等が損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、一時避難場所の開設中に、当該避難場所に避難した地域住民の責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（所有者の責任）

第9条 乙は、一時避難場所の開設中に施設内で発生した事故、けが、病気、犯罪その他の甲及び避難した地域住民に生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

（災害時に備えて貸与する鍵の管理）

第10条 乙は、災害時に備えて、一時避難場所の開設に必要な鍵を甲に貸与することができる。

2 前項の規定により、乙から貸与された鍵の保管場所は、吉浦市民センターとする。

3 甲は、乙から貸与された鍵の管理責任者を定め、鍵の管理責任者等報告書（様式第1号）により乙に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 甲は、責任をもって乙から貸与された鍵を保管し、当該鍵を紛失した場合には、遅滞なく乙に届け出るとともに、甲の負担において施設の錠前及び鍵を取り替えるものとする。

5 甲は、貸与された鍵の複製を行ってはならない。

（一時避難場所の終了）

第11条 甲は、避難勧告等が解除されるなど緊急避難の必要性がなくなったときは、速やかに一時避難場所としての使用を終了するものとする。

2 甲は、前項の規定により一時避難場所としての使用を終了する場合において、長期的な避難を必要とする地域住民が当該避難場所にいるときは、当該地域住民を速やかに吉浦まちづくりセンター等の指定避難所に移動させるものとする。

3 甲は、第1項の規定により一時避難場所としての使用を終了する際には、文書又は口頭で乙に知らせるとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（目的外使用及び立入の禁止）

第12条 甲及び地域住民は、施設を一時避難場所以外の目的に使用してはならない。また、乙に無断で施設に立ち入ってはならない。

（協定の解除）

第13条 乙は、甲又は避難した地域住民がこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（施設変更等の報告）

第14条 乙は、施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により一定の期間施設の使用ができなくなるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第15条 甲及び乙は、災害時における一時避難場所の使用に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

（協議）

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、この協定の規定によるほか、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年10月25日

甲 呉市中央4丁目1番6号

呉市

代表者 呉市長 新原 芳明

乙 呉市宝町6番9号

三菱日立パワーシステムズ株式会社

執行役員地域統括 松田 順一郎

(11) 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定（福祉施設 30 施設）

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

呉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内に災害が発生した場合において、甲が乙に対して福祉避難所の設置及び運営に関する協力の要請ができること及びその場合の手續等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者等で、身体等の状況により一般の避難所では避難生活が困難なものをいう。

3 この協定において「福祉避難所」とは、災害時において、一般の避難所に避難した要援護者が二次的に避難するための避難所をいう。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として甲が指定する乙の施設（以下「指定施設」という。）は、別表のとおりとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、要援護者を把握した場合は、乙に対し、当該要援護者の指定施設への受入れの要請をすることができるものとする。この場合において、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（手續）

第5条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、身体等の状況及び連絡先
- (2) 当該要援護者に同行する介護者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 当該要援護者の身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所の開設及び運営）

第6条 乙は、第4条の要請を受けたときは、指定施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて、指定施設のうち開設可能なものについて、福祉避難所を開設し、その運営を行うものとする。

2 前項の運営には、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (2) 福祉避難所に避難した要援護者の日常生活上の支援及び相談
- (3) 当該要援護者及び同行する介護者等の状況の把握並びに甲に対する報告
- (4) その他甲乙両者が協議して定める業務

3 福祉避難所を開設する期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの間とする。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

4 甲は、乙が福祉避難所を開設している間、乙の職員並びに要援護者及びその家族等と協力して当該福祉避難所の運営を支援するとともに、必要な物資や第2項第1号の当直者の確保及び配置についても支援するものとする。

（要援護者の移送）

第7条 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族等が行うものとする。

（経費の負担）

第8条 福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の予算の範囲内で甲が負担するものとし、甲の予算を超える部分は乙が負担するものとする。

（受入可能人数の把握）

第9条 乙は、平常時から指定施設における受入可能人数を把握するとともに、その結果を甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇
代表者 理事長 〇〇 〇〇

※協定締結法人と指定施設

医療法人社団 林医院

呉市倉橋町11777番地

施設名	施設所在地	施設種別等
ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町 2638 番地の 3	介護老人保健施設
常夏の家	呉市倉橋町石持 154 番地の 1	小規模多機能型居宅
蛍の家	呉市倉橋町石持 154 番地の 1	グループホーム
ルネッサンス・デイサービス音戸	呉市音戸町畑 3 丁目 20 番 36 号	通所介護
夕霧の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20 番 36 号	グループホーム
朝顔の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20 番 36 号	小規模多機能型居宅
初音の家	呉市警固屋 1 丁目 17 番 1 号	小規模多機能型居宅

社会福祉法人 呉福祉会

呉市焼山北 3 丁目 21 番 2 号

施設名	施設所在地	施設種別等
呉広風園	呉市焼山北 3 丁目 21 番 2 号	救護施設

医療法人 宗和会

呉市本通 2 丁目 8 番 16 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設かがわ	呉市本通 2 丁目 8 番 16 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 天寿会

呉市焼山町字打田 623 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 後楽荘	呉市焼山町字打田 623 番地	特別養護老人ホーム

医療法人 緑風会

呉市阿賀北 1 丁目 14 番 15 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設なごみ	呉市阿賀北 1 丁目 14 番 15 号	介護老人保健施設

医療法人 せいざん

呉市阿賀北 5 丁目 15 番 3 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北 6 丁目 15 番 30 号	介護老人保健施設

医療法人社団 永楽会

呉市中央 2 丁目 6 番 20 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 メディケア・くれ	呉市中央 2 丁目 6 番 20 号	介護老人保健施設

医療法人社団 和恒会

呉市広白石 4 丁目 7 番 22 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 パナケイア	呉市広白石 4 丁目 7 番 22 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 豊寿会

呉市豊町大長 6000 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 豊寿園	呉市豊町大長 6000 番地	特別養護老人ホーム
ゆたかデイサービスセンター	呉市豊町大長 6005 番地 1	通所介護
若葉作業所	呉市豊町大長 6007 番地 1	障害者支援施設

社会福祉法人 たまご

呉市郷原町 1943 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
生活介護センターたまご	呉市郷原町 1943 番地	障害者支援施設

資料編（災害予防編関係）

社会福祉法人 呉同済義会 呉市中央5丁目12番21号

施設名	施設所在地	施設種別等
養護老人ホーム 呉保生院	呉市警固屋9丁目1番38号	養護老人ホーム
養護老人ホーム 呉清光園	呉市警固屋1丁目17番15号	養護老人ホーム
特別養護老人ホーム 温養院	呉市焼山中央6丁目6番13号	特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム 常楽園	呉市警固屋9丁目1番1号	特別養護老人ホーム
嶺南荘	呉市東畑2丁目2番18号	母子生活支援施設
仁風園	呉市仁方西神町35番11号	児童養護施設

社会福祉法人 かるが会 呉市狩留賀町3番16号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム かるが	呉市狩留賀町3番16号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 広島岳心会 呉市郷原町2380番地の181

施設名	施設所在地	施設種別等
野呂山学園	呉市郷原町2380番地の181	障害者支援施設
デイセンターのろさん	呉市郷原町2380番地の181	障害者支援施設
ライフサポートてんのう	呉市天応南町15番35号	障害者支援施設

社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会 東広島市八本松町原5946番地7

施設名	施設所在地	施設種別等
ときわ呉	呉市宮原13丁目2番12号	医療型障害児入所施設

社会福祉法人 成寿会 呉市広町字白石免田13010番地

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田13012番地	介護老人保健施設
特別養護老人ホーム 成寿園	呉市広町字白石免田13010番地	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 朋輝福祉会 呉市郷原町字鶴畑1882番地12

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 郷原の里	呉市郷原町1882番地の12	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 広島順道会 呉市安浦町内海北1丁目2番42号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 春香園	呉市安浦町内海北1丁目2番42号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 愛栄会 呉市広町字中横路2445番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 延寿荘	呉市広町中横路2445番地	特別養護老人ホーム
ケアハウス花みずき	呉市阿賀北3丁目4番11号	ケアハウス

社会福祉法人 福祉の森 呉市川尻町西6丁目10番1号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 恵の海	呉市川尻町西6丁目10番1号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会 呉市本町9番21号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 さぎなみ苑	呉市音戸町高須3丁目7番15号	介護老人保健施設

資料編（災害予防編関係）

社会福祉法人 本城福祉会 呉市栃原町字西谷667番地の2

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	呉市栃原町中倉 150 番地の2	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 たちばな福祉会 呉市倉橋町14649番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム たちばな苑	呉市倉橋町 14649 番地	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 三篠会 広島市安佐北区白木町大字井原4487番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム あすらや荘	呉市郷原町 2380 番地	特別養護老人ホーム
身体障害者療護施設 仁方	呉市仁方町田戸 4407 番地	障害者支援施設

社会福祉法人 白寿会 呉市焼山北3丁目21番5号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム コスモス園	呉市焼山北3丁目 21 番 5 号	特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム あかさき園	呉市音戸町畑 1 丁目 2 番 51 号	特別養護老人ホーム
介護老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北3丁目 17 番 4 号	介護老人保健施設
介護老人保健施設 呉中央コスモス園	呉市西中央3丁目 6 番 7 号	介護老人保健施設
介護老人保健施設 阿賀コスモス園	呉市阿賀南3丁目 7 番 1 号	介護老人保健施設

医療法人社団 中川会 呉市中通1丁目3番8号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 グリーン三条	呉市三条1丁目 3 番 14 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 江能福祉会 江田島市大柿町飛渡瀬4027番地の2

施設名	施設所在地	施設種別等
知的障害者更生施設 倉橋の里	呉市倉橋町 5364 番地の2	障害者支援施設

医療法人社団 あずま会 東広島市八本松東3丁目2番8号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西 5 丁目 11 番 19 号	介護老人保健施設

医療法人 ほほえみ会 呉市中通1丁目2番3号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	呉市中央5丁目 1 番 6 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 呉慈愛会 呉市広弁天橋町13番3号

施設名	施設所在地	施設種別等
呉慈愛寮	呉市広弁天町 13 番 3 号	婦人保護施設

(12) 災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定（マイライフ株式会社）

災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定

呉市（以下「甲」という。）とマイライフ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内に災害が発生した場合において、甲が乙に対して妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協力の要請ができること、その場合の手續等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。

2 この協定において「要配慮者」とは、妊産婦及び乳児のうち、避難所での集団生活において相談体制等、特別な配慮を必要とする者で医療機関等に入院するに至らない程度のものをいう。

3 この協定において「妊産婦等福祉避難所」とは、災害時において、小学校等の一般の避難所（以下「一次避難所」という。）に避難した要配慮者が二次的に避難するための避難所をいう。

（指定施設）

第3条 妊産婦等福祉避難所として甲が指定する乙の施設（以下「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名	所在地	備考
オールファーマシー タウン	呉市中通1丁目3番14号	2階フロア部分

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、一次避難所内に要配慮者を把握した場合は、乙に対し、当該要配慮者の指定施設への受入れの要請をすることができるものとする。この場合において、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（手續）

第5条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、身体等の状況及び連絡先
- (2) 当該要配慮者に同行する介助者の住所、氏名及び連絡先

（妊産婦等福祉避難所の開設及び運営）

第6条 乙は、第4条の要請を受けたときは、指定施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて、妊産婦等福祉避難所を開設し、その運営を行うものとする。

2 前項の運営には、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 妊産婦等福祉避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (2) 妊産婦等福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (3) 当該要配慮者、同行する介助者等の状況の把握及び甲に対する報告
- (4) その他甲乙両者が協議して定める業務

3 妊産婦等福祉避難所を開設する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が当該期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議の上、7日を限度として延長することができることとし、延長した設置期間を更に延長しようとするときも、また同様とする。

4 甲は、乙が妊産婦等福祉避難所を開設している間、乙の職員、要配慮者、その家族等と協力して当該妊産婦等福祉避難所の運営を支援する。

（要配慮者の移送）

第7条 妊産婦等福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行うものとする。

（経費の負担）

第8条 妊産婦等福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、乙が負担するものとする。

2 妊産婦等福祉避難所の開設期間中に、当該避難所に避難した要配慮者等の責めに帰する事由により、指定施設、指定施設内の設備等が損傷し、又は滅失したときは、甲が原状に回復する経費を負担するものとする。

（受入可能人数の把握）

第9条 乙は、甲が指定施設における受入可能人数の報告を求めた場合、当該人数を把握するとともに、その結果を甲に報告するものとする。

（個人情報保護）

第10条 甲及び乙は、妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に際して知り得た要配慮者、その介助者等の個人情報を他に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明
乙 呉市中通1丁目3番12号
マイライフ株式会社
代表者 代表取締役 糸賀 誠